

パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱について

内 閣 官 房

情報通信技術(IT)総合戦略室
パーソナルデータ関連制度担当室

「世界最先端IT国家創造宣言」における方向性の提示

- 総務省：「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を開催（2013年6月に報告書とりまとめ）
- 経済産業省：IT融合フォーラム「パーソナルデータワーキンググループ」を設置（2013年5月に報告書とりまとめ）



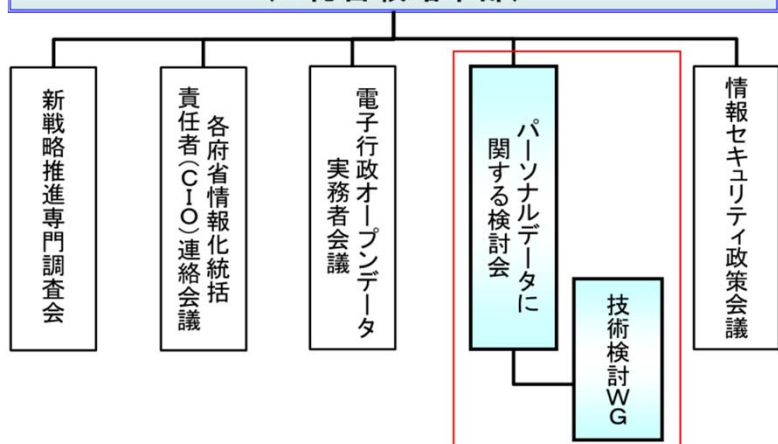
世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

（1）オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

速やかにIT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を年内できるだけ早期に着手するほか、新たな検討組織が、第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針（ロードマップを含む）を年内に策定する。さらに、2014年以降に、制度見直し方針に示されたロードマップに従って、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

パーソナルデータに関する検討会の設置

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
（IT総合戦略本部）



パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行う

座長：宇賀克也 東京大学教授（H26.1～）
 委員：研究者、弁護士、消費者、経済界から人選
 オブザーバ：消費者庁、特定個人情報保護委員会
 事務局：内閣官房 IT総合戦略室、総務省、経済産業省

パーソナルデータに関する検討会の検討状況

「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」策定まで

○第1回会合：9月2日

- ◆これまでのパーソナルデータに関する検討の状況と検討すべき論点の提示
 - ・総務省、経産省、消費者庁よりこれまでの検討資料提示
 - ・事務局より検討すべき論点を提示
 - ・ワーキンググループ設置

○第2回会合：10月2日

- ◆第1回会合で事務局が提示した論点に対する各委員からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換

○第3回会合：10月29日

- ◆第2回会合に引き続き、各委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

○第4回会合：11月22日

- ◆第3回会合に引き続き、委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。
- ◆パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）の提示・議論
- ◆技術検討ワーキンググループの検討状況報告

○第5回会合：12月10日

- ◆パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）の決定
- ◆技術検討ワーキンググループの報告

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」策定まで

○第6回会合：3月27日

- ◆大綱に向けた議論の進め方
- ◆第三者機関の体制整備

○第7回会合：4月16日、第8回会合：4月24日

- ◆「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務
- ◆開示等の在り方
- ◆域外適用・越境執行協力・国外移転制限等

○第9回会合：5月20日

- ◆データ活用団体からのヒアリング等
- ◆技術検討WGからの中間報告、
- ◆個人情報の保護と利活用のバランスに係る考え方～医療分野の個人情報を例に～
- ◆民間による個人情報保護の取組み
- ◆紛争解決方法・罰則等の在り方

○第10回会合：5月30日

- ◆技術検討WGからの報告
- ◆第三者提供におけるオプトアウトの適正な執行
- ◆パーソナルデータの利活用に関する制度改正の基本的な考え方
- ◆これまでの議論を踏まえた論点整理

○第11回会合：6月9日

- ◆大綱（事務局案）提示

○第12回会合：6月19日

- ◆大綱（検討会案）決定

制度見直し方針の背景と方向性

＜背景＞

- ビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関するデータ）について、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきている。
- また、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。

＜方向性＞

1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化
- パーソナルデータ利活用のため、個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータに関し、第三者提供にあたり本人同意を要しない類型とし、当該類型を取り扱う事業者が負うべき義務等を法的に措置
- センシティブデータについてはその特性に応じた取扱いを検討

2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、分野横断的統一見解の提示や行政処分等を行う、独立した第三者機関の体制を整備

＜行政機関及び独立行政法人等に関する記述＞

Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

3. 国際的な調和を図るために必要な事項

＜行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い＞

行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報の定義や取扱いがそれぞれ異なっていることを踏まえ、それらの機関が保有する個人情報の取扱いについて、第三者機関の機能・権限等に関する国際的な整合性、我が国の個人情報保護法制の趣旨等にも配慮しながら、必要な分野について優先順位を付けつつその対応の方向性について検討する。

基本的考え方

- 情報通信技術の進展により、多種多様・膨大なパーソナルデータが収集・分析されてきているが、その利活用に取り組む事業者が、特に個人の権利利益侵害に係る問題は発生させていないものの、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために社会的な批判を懸念して、**利活用に躊躇するという「利活用の壁」が出現しており、これまで、パーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言い難い。**
- このような現状に鑑み、政府の成長戦略においては、データ利活用による経済再生を一つの柱として掲げており、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータについて、事業者の**「利活用の壁」を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行う**ことが求められている。
- これが今回の制度改正の主な目的・理由であり、制度改正により実現する新たな枠組み・ ルールのポイントは、以下の3点である。
 - ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを**本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する。**
 - ② グレーゾーンの内容や、個人の権利利益の侵害の可能性・度合いは、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに**機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする。**
 - ③ バランスのよい保護及び利活用の推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、**独立した第三者機関の体制を整備する。**
- なお、制度改正に当たっては、国境を越えたデータの流通を阻害することがないよう、**国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とする**ことを目指す。

①本人の同意がなくともデータを利活用可能とする枠組みの導入

- 法律上原則として本人の同意が求められる第三者提供等を、本人の同意がなくても可能にする枠組みとして、「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、本人の同意の代わりとしての取扱いを規定。
- 医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、本人の利益・公益に資するために一層の利活用が期待されている情報も多いことから、萎縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進。

②基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

- 事業者が利活用に躊躇しないよう、「個人情報」の範囲を明確化し、本人の権利利益の侵害が生じることのないようその取扱いを規定。
- 技術の進展に迅速に対応することができる制度の枠組みとする。
- パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセスの考えを活かし、消費者等も参画する民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設。
- 民間団体が、業界の特性に応じた具体的な運用ルール（例：個人の特定性を低減したデータへの加工方法）や、法定されていない事項に関する業界独自のルール（例：情報分析によって生じる可能性のある被害への対応策）を策定し、その認定等実効性の確保に第三者機関が関与する枠組みを構築。

③第三者機関の体制整備等による実効性のある制度執行の確保

- 法定事項や民間における自主的な取組について実効性ある執行を行うため、国際的な整合性も確保しつつ、第三者機関の体制を整備。
- 第三者機関については、特定個人情報保護委員会を改組し、パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会を設置。
- 第三者機関は、現在個人情報取扱事業者に対して主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有し、また、民間の自主規制ルールの認定等及びパーソナルデータの越境移転に関して相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を認証する民間団体の認定・監督等を実施。
- 事業者が法令違反に当たる行為をした場合等の手段として、現行の開示等の求めについて、請求権に関する規律を定める。

＜行政機関及び独立行政法人等に関する記述＞

第3 制度設計

Ⅱ パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等

2 行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

Ⅳ 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

1 第三者機関の体制整備

(2) 権限・機能等

(略)

なお、行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討する。

2 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者間のルールの整合性

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。